

甲賀市景観審議会委員の募集

甲賀市では、甲賀市景観条例に定められた事項及び景観まちづくりに関する事項について調査審議を行うため、甲賀市景観審議会を設置しています。

甲賀市景観審議会の委員は、学識経験者や関係団体の代表者などで構成していますが、市民の皆様のご意見を幅広くお聴きするため、委員を次のとおり募集します。

■応募資格

次の要件を全て満たす方

- (1) 令和8年4月1日現在、年齢が満18歳以上で市内に居住、勤務または在学している方
- (2) 審議会開催時（平日の日中、2時間程度）に出席できる方
- (3) 市議会議員及び市職員（非常勤の特別職を除く）でない方
- (4) 景観審議会委員に選任された場合、重複して4以上の市の委員に選任されない方

■募集人数

2名以内

■委員の職務について

景観まちづくりに関する事項及び甲賀市景観条例の規定に基づく調査、審議を行っていただきます。今回選任される方の任期は、委嘱の日令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年間です。

審議会の開催は、議事案件が生じた場合に開催します。報酬は会議1回につき5,000円及び交通費とします。

■応募方法等について

1. 応募期間 令和8年5月1日（金）～令和8年5月18日（月）17:00 必着
2. 応募書類 下記の書類に必要事項を記入のうえ、甲賀市役所都市計画課（2階）に提出してください。提出の方法は、郵送、FAXまたはEメール、ご持参のいずれかをお願いします。

(1) 甲賀市景観審議会委員応募書

※市のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 次のテーマについて、800字程度にまとめた意見書

テーマ：「甲賀市らしい景観を形成するために取り組むべきことについて」

意見書の様式は特に定めておりませんので、原稿用紙や便せんなどを利用して作成してください。委員は、応募された方の中から、提出された書類の内容を別に定める公募委員選考要領に基づき総合的に考慮して選考会議で決定し、その結果は本人にお知らせします。

提出いただいた応募書と意見書はお返ししませんので、あらかじめご了承ください。

■問い合わせ

〒528-8502（郵便番号のみで、住所の記載は不要です）

甲賀市 都市政策部 都市計画課 都市計画係

電話 0748-69-2203 FAX 0748-63-4601

E-mail koka10411000@city.koka.lg.jp